

確認し、を付ける

源泉徴収票や
確定申告書に
記載の人数を記入

申請書に記載の
全員を記入

該当するものに

左表を参考に記載

別紙

簡易な収入（所得）見込額の申立書【家計急変世帯】

① 下記に該当する場合はチェック（）してください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

※「予期せず家計が急変」したことは、定年退職による収入の減少や、年々増えるものの通常の収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであること。

原則同じ月を記載

フリガナ 氏名	扶養する者の数 ①	令和5年度 住民税課税 状況 ②	障害者控除の 適用 ③	収入の減少が あった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
					給与収入 A 円	事業収入又は 不動産収入 B 円	年金収入 C 円		
(申請者) タケトヨ ハナコ	1	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 11月	100,000 円	0 円	100,000 円	1,200,000 円	1,378,000 円
武豊 花子	0	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 11月	50,000 円	0 円	50,000 円	600,000 円	930,000 円
タケトヨ イチロウ	0	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	0 円	0 円	0 円	0 円	930,000 円
		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月					
		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月					

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。（扶養控除等申告書で届け出ている人数）
- ② 「住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェックしてください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェックしてください。
- ④ 「収入の減少があった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年10月から令和5年12月までの任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年10月から令和5年12月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収金額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。
- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円
障害者・未成年者・寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください

表面⑥より転記

3. 年間所得により申し立てる場合、「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

フリガナ 氏名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
	年間収入見込額 ②	給与所得控除 ③	事業収入等の経費 ⑩	公的年金等控除 ⑪	年間所得見込額 ⑫	所得限度額 ⑬
(申請者)	1,200,000	550,000	0	0	650,000	828,000
タケトヨ ハナコ						
武豊 花子	930,000	550,000	0	0	380,000	380,000
タケトヨ イチロウ						
武豊 一郎	0	0	0	0	0	380,000

申請書に記載の
全員を記入

計算して記入

- ⑧ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。
⑨ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- I A×12の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
II A×12の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
III A×12の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
IV A×12の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円

⑩ 「事業収入等の経費」

- I 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
II 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑪ 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- I (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
: 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
: 60万円超130万円未満 → 60万円
: 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
II (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
: 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
: 110万円超330万円未満 → 110万円
: 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円

⑫ 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑫ 年間所得見込額 = ②年間収入見込額 - (⑨給与所得控除額 + ⑩事業収入等の経費 + ⑪公的年金等控除)

⑬ 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

<早見表>

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者・未成年者・寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

左表を参考に記載

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

※限度額は上の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※上表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。